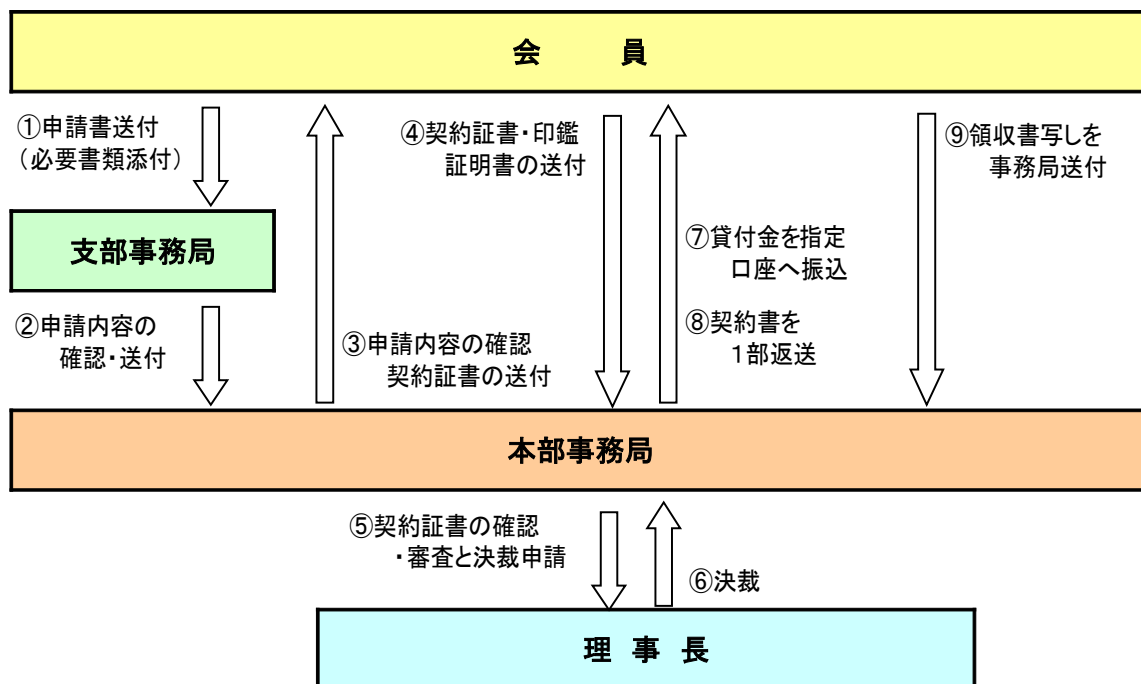


## 流れ・内容①

### 【教育支援貸付】

#### 貸付の流れ



- ★ ① 「共済会教育支援貸付申請書」に必要事項を記入し、授業料納付書(支払前)の写しを添付して本部事務局(又は支部事務局)へ申請してください。
- ② 支部事務局で申請書・添付資料を確認し、本部事務局へ送付します。
- ③ 本部事務局で審査後、「教育支援貸付契約証書」(2部)、「貸付金返済一覧表」及び「振込先記入用紙」を申請者へ送付します。
- ★ ④ 「教育支援貸付契約証書」(2部)に署名・捺印し、「振込先記入用紙」に必要事項を記入後、下記資料を添付して本部事務局へ返送してください。
  - a. ご本人の印鑑証明書 … 1通
  - b. 連帯保証人の印鑑証明書 … 1通
  - c. 収入印紙(注意事項参照) … 「教育支援貸付契約証書」の1部のみに貼付
- ⑤ 本部事務局で契約書及び添付書類の内容を確認・審査し、理事長へ決裁依頼をします。
- ⑥ 理事長の決裁後、「教育支援貸付契約証書」に捺印します。
- ⑦ 決裁後、貸付金は申請者指定の預金口座に振込します。  
但し、みずほ銀行以外の振込先については、振込手数料432円を差し引いて振込します。
- ★ ⑧ 共済会の署名・捺印をした「教育支援貸付契約証書」1部を申請者へ返送しますので、確認後保管してください。(各当事者が各1通を所持します)

- ★ ⑨ 貸付実行後、領収印が押印された授業料納付書の写しを本部事務局へ送付してください。

★印は利用者の手続きです

---

## 貸付内容

---

(使用目的)

会員子女の大学授業料を支払うための貸付です。

(対象者)

- (1) 会員の勤続年数が3年以上であること。
- (2) 会員の子女が学校教育法に定める大学・短期大学及びこれに準ずる学校に進学あるいは在学中であること。
- (3) 対象者は同一子女であること。
- (4) 異なる子女への貸付は、以前の貸付の返済が完了していること。
- (5) 共済会の一般貸付がある場合は、貸付できません。

(貸付限度額)

- (1) 年度(年間)の貸付限度額は50万円です。
  - ① 大学の場合  
入学より4年間の200万円が最大の貸付限度額となります。
  - ② 短期大学の場合  
入学より修業年限が2年の場合は100万円、3年の場合は150万円が最大の貸付限度額となります。
- (2) 年度内に2回貸付することができます。但し、貸付限度額は合計して50万円です。
- (3) 契約書の締結は、貸付毎になります。(契約都度、収入印紙が必要です)  
〈例〉大学の入学時より、年度内に25万円を2回、計50万円を4年間貸付した場合、契約書の締結は8回になります。
- (4) 上記が貸し付け限度額ですが、授業料納付書金額を超える貸付はできません。

(必要添付書類)

教育支援貸付の申請をするときに「授業料納付書未払い分の写し」を提出、また貸付実行後に「授業料支払の領収証の写し」を提出が必要です。

(元本返済の据置)

元本の返済開始期日については、「据置する」「据置しない」のいずれかを選択することができます。

- (1) 元本の返済開始期日を据置する場合の留意点。
  - ① 大学の場合  
入学より4年間、短期大学で修業年限が2年の場合は入学より2年間、3年の場合は入学より3年間の据置期間を設けることができます。
  - ② 据置期間は1か月単位で期間設定ができます。
  - ③ 据置期間中は利息のみ返済となります。(月々の給与から利息相当分を差引ます)
  - ④ 複数の貸付をした場合、2回目以降の貸付における据置期間は、1回目の貸付をした際に設定した返済開始年月までが据置期間となります。  
〈例〉大学入学時の年度(1回目の貸付)及び次年度(2回目の貸付)それぞれに貸付をした場合、2回目の貸付における据置期間は、1回目の貸付において設定した据置期間が適用されます。ついては元本の返済開始月が、1回目、2回目共に同一の月になります。

なお、1回目の貸付の据置期間が終了し元本の返済中の場合は、2回目以降の新たな貸付に据置期間を設定することはできません。

⑤据置期間の変更は、原則短縮のみできます。但し、複数の貸付をしている場合、すべての貸付に同じ短縮が適用されます。

(2) 元本の返済期日を据置しない場合の留意点。

2回目以降の貸付に据置期間を設定することはできません。

(元本の返済)

(1) 据置期間のない元本の返済は、貸付実行月の翌月から、また据置期間のある元本の返済は、据置期間が終了した翌月から返済を開始します。

(2) 元本の返済期間は、返済開始後最長5年です。但し、脱会(退職)月を超えることはできません。

(3) 脱会(退職)の場合は、速やかに全額を脱会(退職)までに返済してください。

(4) 繰上げ返済は貸付残高の全額を返済する場合のみ可能です。

また、複数の貸付をすべて一度に一括返済するのか、貸付の単位で一括返済するのかは選択できます。

(利息)

利息は、『毎年1月の「国の教育ローン」+0.25%』の利率を、次年度(4月～3月)に適用します。但し、上限は2%を越えないものとします。「国の教育ローン」には保証金が必要ですので、実質利率は高くなります)

(保証人)

保証人は原則として3親等以内の親族成人とします。

(収入印紙)

貸付の契約書には貸付金額に応じた収入印紙を貼付してください。

貸付金額	収入印紙の金額
～ 100,000円	200円
100,001円 ～ 500,000円	400円
500,001円 ～ 1,000,000円	1,000円

(注意事項)

(1) 会員ご本人に貸付する制度です。会員子女に貸付するものではありません。完済まで会員ご本人からの返済となります。

(2) 現在、大学等に在学中の子女を持つ会員も貸付の対象です。但し、在学期間を考慮した貸付ですので、元本返済の据置期間等に注意してください。

(3) 申込から貸付実行までに日数を要しますので申込時期には気をつけてください。(審査、決裁及び書類の授受については、約2週間程度かかります。)